

提 案 書

平成 29 年 11 月 15 日
委員 梯 裕子 / 委員 加藤 典子

下記条文について、次のように修正案を提案したい。

修正案	平成 29 年度第 2 回会議後
<p>(施設の充実等)</p> <p>第 7 条 市は、<u>子どもが利用する施設の充実及び子育て支援に関する人材育成</u>に努めなければならない。</p> <p>提案理由</p> <p>施設の充実に人材育成が含まれるとの意見でしたが、施設に直接かわらない人材育成も必要だと思いますので、やはり施設の整備と人材育成を明記してほしいと思います。</p> <p>施設の充実はもちろん大切ですが、昨今の子育て環境については、「もの」よりも「人」が充実することの方が大切だと感じています。足りていない人材育成を充実していただきたいと思います。古賀市が胸を張れるのは「人」が豊かだからだと言えるよう願っています。</p>	<p>(施設の充実)</p> <p>第 7 条 市は、<u>子どもが利用する施設</u>の充実に努めなければならない。</p>

(啓発)

第9条 市は、子どもが保護者と豊かな家庭生活を送ることができるよう、市民等、学校等、地域団体、及び保護者のそれぞれの役割について啓発に努めなければならない。

提案理由

保護者は子育てに第一義的な役割がありますが、親子を取り巻く地域社会も子育てを支えるものとしての重要な役割があります。

豊かな家庭生活だけでは子どもは豊かに育てにくく、地域社会の子育て支援もあってはじめて、親子の豊かな家庭生活が実現すると思います。

ワークライフバランスの重要性を啓発することで、親子が家庭生活時間を十分に持てるよう促すことを伝える条文ですが、保護者の役割だけがクローズアップされてしまうように感じます。

親の子育てへの理解も重要ですが、市民等に求められる子育て支援への理解も重要です。親子にやさしい支援が明確になるよう願います。

(啓発)

第9条 市は、子どもが保護者と豊かな家庭生活を送ることができるよう、保護者、市民等、地域団体及び事業者に対して、仕事と家庭生活の調和及び子育てにおける保護者の役割について啓発に努めなければならない。

【逐条解説修正案】

市の責務として、子どもが保護者の豊かな家庭生活を送ることができるように、地域社会全体で子育てや子育て支援への理解を深めるよう、それぞれの役割について、社会に訴えかけていくことを定めたものです。

子どもにとって、家庭や保護者との関係は、心身の成長や人格形成など、成長に影響を与える大切なものです。そのため、子育て中の保護者は、仕事と家庭生活の調和（ワークライフバランス）をとり、仕事と生活の両方を充実させ、子どもとの温かく豊かな家庭生活を送ることが求められますが、現状は実現が難しい状況があります。

市では、休日保育や病児・病後児保育などの保育サービスの充実等により、多様な働き方に対応した子育て支援策に取り組むと共に、仕事と家庭生活の調和について理解等を深めるために、広報紙や公式ホームページ、報道機関を通じた記事等の掲載のほか、本条例を分かりやすく紹介するパンフレットの作成・配布、出前講座の実施等により、啓発活動に努めます。

